

多量排出事業者指導事務取扱要領

(平成12年3月29日環境局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年仙台市条例第5号。以下「条例」という。）第13条に規定する多量排出事業者のごみ減量及び適正処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(多量排出事業者)

第2条 条例第13条第1項に規定する多量排出事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業系一般廃棄物を年間（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。）36トン以上排出する者
- (2) 次の条件をすべて満たす建築物の所有者であって、別紙様式第1号による申出により本市が認めた者
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めによる一の建築物内で営業する全ての事業者が排出する事業系一般廃棄物が一括して管理されていること
 - イ アの建築物から排出される事業系一般廃棄物を年間36トン以上排出していること
 - ウ 専用のごみ集積施設を設置していること

2 前項第1項第1号又は同第2号イの規定において、年の途中から新たに事業を開始した者等については、事業を開始した月の翌月から年度末までの排出量が月平均3トン以上である場合には、これに該当するものとする。

(みなし多量排出事業者)

第3条 市長は、多量排出事業者が、当該事業系一般廃棄物の年間排出量について前条第1項第1号又は同第2号イの基準を満たさなくなった場合においても、当該年度の翌年度から3年間に限り多量排出事業者とみなすものとする。

(対象者把握のための報告及び多量排出事業者の認定)

第4条 市長は、多量排出事業者を把握するため、条例第30条の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可業者に対し、次の各号に掲げる事項の報告書（別紙様式第2から4号）を求めることができる。

- (1) 排出事業者の名称
- (2) 排出事業者の住所、電話番号
- (3) 排出事業者の前年度の事業系一般廃棄物年間排出量実績
- (4) その他必要な事項

2 前項の報告は、毎年4月末までに行うものとする。

3 市長は、前2項の報告及び工場への搬入実績等により、第2条第1項第1号の基準を満たす可能性のある事業者に対しヒアリングを実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成24年3月30日改正）

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この要領は、平成31年3月29日から実施する。

附 則（令和3年10月8日改正）

この要領は、令和3年10月8日から実施する。

(様式第1号)

申 出 書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

(建築物所有者)

住 所 (〒)

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者)

連絡先

仙台市の多量排出事業者指導事務取扱要領の第2条第1項第1号に基づき、廃棄物処理について申出ます。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 事業系一般廃棄物管理責任者 (所属・職・氏名)
- 4 廃棄物集積施設 (図面添付)
- 5 廃棄物処理の状況
※裏面一覧のとおり
- 6 今後の廃棄物処理 (減量・リサイクル) 計画

廃棄物処理状況（減量・リサイクル推進）一覧

事業系一般廃棄物（ごみ）発生量

廃棄物の種類	____年度ごみ処理実績	処理業者
可燃ごみ		
不燃ごみ		
食品廃棄物		
合 計（A）		

資源物の発生量

資源物の種類	____年度処理実績	回収業者
コピー用紙		
新 聞		
雑 誌		
段ボール		
その他の紙		
缶・びん		
ペットボトル		
食品リサイクル		
合 計（B）		

資源化率 $B/(A+B) \times 100$	%
------------------------------	---

(様式第2号)

事業系一般廃棄物の多量排出事業者調査表

◎ 300立方メートル以上（年間）の事業者
〔36.0トン以上（年間）〕

許可業者名【 】
区名《 区 》

	排出事業者名	住電話番所号	廃棄物排出量 (立法メートル/)	廃棄物排出量 (トン/年)	備考
1		TEL —			
2		TEL —			
3		TEL —			
4		TEL —			
5		TEL —			
6		TEL —			
7		TEL —			
8		TEL —			
9		TEL —			
10		TEL —			
11		TEL —			
12		TEL —			
13		TEL —			
14		TEL —			
15		TEL —			
16		TEL —			

- ※1 4月1日以降の新規契約開始分については、様式別紙3号（新規分）に記入のこと。
- ※2 トン数が判明している場合はトン数（少数第二位以下切捨て）で、判明していない場合は立法メートル（少数点以下切捨て）で記入のこと。
- ※3 備考欄には、主な廃棄物等を記入のこと。

(参考)

事業系一般廃棄物の多量排出事業者調査表

240立方メートル以上300立方メートル未満(年間)の事業者
〔28.8トン以上36.0トン未満(年間)〕

許可業者名【

区名《

区》

	排出事業者名	住 電 話 番 号	所 号	廃棄物排出量 (立法メートル/	廃棄物排出量 (トン/年)	備 考
1		TEL	—			
2		TEL	—			
3		TEL	—			
4		TEL	—			
5		TEL	—			
6		TEL	—			
7		TEL	—			
8		TEL	—			
9		TEL	—			
10		TEL	—			
11		TEL	—			
12		TEL	—			
13		TEL	—			
14		TEL	—			
15		TEL	—			
16		TEL	—			

- ※1 4月1日以降の新規契約開始分については、様式別紙3号(新規分)に記入のこと。
- ※2 トン数が判明している場合はトン数(少数第二位以下切捨て)で、判明していない場合は立法メートル(少数点以下切捨て)で記入のこと。
- ※3 備考欄には、主な廃棄物等を記入のこと。

事業系一般廃棄物の多量排出事業者調査表

◎ 4月1日以降の新規契約開始事業者

許可業者名【 】

区名《 》

	排出事業者名	住所 電話番号	廃棄物排出量(トン/月)又は(立法メートル/月)												月平均廃棄物 排出量 (単位)	備考
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1		TEL -													()	
2		TEL -													()	
3		TEL -													()	
4		TEL -													()	
5		TEL -													()	
6		TEL -													()	
7		TEL -													()	
8		TEL -													()	
9		TEL -													()	
10		TEL -													()	

※1 4月1日以降の新規契約開始分についてのみ記入のこと。

※2 トン数が判明している場合はトン数(少数第2位以下切捨て)で、判明していない場合は立法メートル(少数点以下切捨て)で記入のこと。

※3 月平均廃棄物排出量は、月の初日以外から契約開始した場合は、契約開始月(月数・廃棄物排出量)を除いて算出すること。

※4 月平均廃棄物排出量がトン数の場合は3.0トン以上、立法メートルの場合は2.5立方メートル以上の排出事業者について記入のこと。

※5 備考欄には、新規契約開始日及び主な廃棄物等を記入のこと。

(様式第4号)

事業系一般廃棄物の多量排出事業者調査表

◎ 36.0トン以上(年間)の事業者
区名《 区》

公所名【 工場】

	搬入事業者名	住 電 話 番 号	廃棄物排出量 (トン/年)	備 考
1		TEL —		
2		TEL —		
3		TEL —		
4		TEL —		
5		TEL —		
6		TEL —		
7		TEL —		
8		TEL —		
9		TEL —		
10		TEL —		
11		TEL —		
12		TEL —		
13		TEL —		
14		TEL —		
15		TEL —		
16		TEL —		

※1 廃棄物搬入量はトン数(少数第二位以下切捨て)で記入のこと。

※2 備考欄には、主な廃棄物等を記入のこと。

(参考)

事業系一般廃棄物の多量排出事業者調査表

◎ 28.8 トン以上 36.0 トン未満 (年間) の事業者

公所名 【 工場】

区 名 《 区》

	搬入事業者名	住 電 話 番 号	所 号	廃棄物排出量 (トン/年)	備 考
1		TEL	—		
2		TEL	—		
3		TEL	—		
4		TEL	—		
5		TEL	—		
6		TEL	—		
7		TEL	—		
8		TEL	—		
9		TEL	—		
10		TEL	—		
11		TEL	—		
12		TEL	—		
13		TEL	—		
14		TEL	—		
15		TEL	—		
16		TEL	—		

※1 廃棄物搬入量はトン数 (少数第二位以下切捨て) で記入のこと。

※2 備考欄には、主な廃棄物等を記入のこと。